

閱覽用

平成30年第4回
神崎市農業委員会総会 議事録

平成30年4月4日
神崎市農業委員会

平成30年 第4回 神崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年4月4日(水) 午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所 3-3会議室

3 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

傍聴者 なし

| 番号 | 役職 | 氏名 | 出欠 |
|----|-----|-------|----|
| 1 | 会長 | 森 義博 | 出 |
| 2 | 副会長 | 筒井 信秀 | 出 |
| 3 | 副会長 | 服巻 玉美 | 出 |
| 4 | 委員 | 香月 涼子 | 出 |
| 5 | 委員 | 馬渡 次秋 | 出 |
| 6 | 委員 | 原 隆行 | 出 |
| 7 | 委員 | 大田 一秀 | 出 |
| 8 | 委員 | 福田 省二 | 出 |
| 9 | 委員 | 角田 良正 | 出 |
| 10 | 委員 | 鶴 博行 | 出 |
| 11 | 委員 | 福田 肇 | 出 |
| 12 | 委員 | 黒田 和吉 | 出 |
| 13 | 委員 | 本間 昭久 | 出 |

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

13番 本間委員 2番 筒井委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 國廣博昭 係長 山口秀利

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第3号 非農地証明について 1件

議案第4号 あっせん委員の指名について 1件

| | |
|--|-----|
| 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について | 91件 |
| 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について | 10件 |
| 報告第2号 農地利用配分計画の認可について | 1件 |

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

| | |
|---------|------|
| 事務局長 | 國廣博昭 |
| 農政農地係長 | 山口秀利 |
| 農政農地係主事 | 渡邊翔一 |

【農政水産課職員】

| | |
|----------|------|
| 農政水産課副課長 | 音成栄志 |
| 農政企画係主事 | 川端晃博 |

(開会)

事務局長

おはようございます。

本日は大変お忙しい中、総会に出席していただき誠にありがとうございます。

4月1日付で人事異同がありましたので、紹介いたします。

教育委員会から配属になりました担当の渡邊です。

山口係長はそのまま、私は農林水産担当参事官の國廣と申します。農業委員会局長兼務ということで、よろしく願いいたします。

それでは、着席して議事を進めさせていただきます。

平成30年第4回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長のあいさつをお願いいたします。

(会長のあいさつ)

会長

あらためて、おはようございます。

このところ、大変いい天気が続いていますけれど、おかげで麦のほうも順調に生育していると思われま。

私たちが任期最後の1年となりましたけれども、また1年間よろしくお願いします。

それでは、只今から、平成30年第4回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は13名で全員出席です。定足数に達していますので本日の総会は成立いたします。

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。「森」会長、よろしくをお願いいたします。

(議長登壇)

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は13番「本間」委員と2番「筒井」委員の2名を指名いたします。

よろしくをお願いいたします。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の國廣局長、山口係長を指名します。

議長

日程第3 付議事件

| | |
|--|-----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について | 4件 |
| 議案第3号 非農地証明について | 1件 |
| 議案第4号 あっせん委員の指名について | 1件 |
| 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について | 91件 |
| 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について | 10件 |
| 報告第2号 農地利用配分計画の認可について | 1件 |

以上、5議案99件、報告第1号、2号の11件でございます。

ご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから、最初に議席番号と氏名を言って、マイクを通して発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 農地法第5条関係)

(受付番号1番、申請者入室)

議長

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町〇〇 字〇〇 〇〇番〇〇の田845m²で、転用の目的や譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、工事完了は平成31年3月31日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は既に決定済み。農地区分は「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満である」第2種農地で、許可基準は用地選定を行った上で「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」となります。

位置図などを6ページと7ページに添付しています。

申請は、必要書類が全て添付されていて、行政庁などとの必要な事前協議が行われていて、排水処理や被害防止については、周辺農地の営農への支障が無いよう適切に計画されていて地区の同意書もあり、問題ないと思われます。

説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員の8番「福田省二」委員のご意見をお伺いいたします。

8番 福田省二委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

8番の福田です。

第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の横尾推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを申請関係者と確認しましたが、申請地は住宅地の周辺にある圃場整備が行われていない農地で、地区の生活道路に接していて、申請では隣接農地に影響が及ばないように計画をされているようですが、みなさまのご審議をよろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

地区担当委員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

では、異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。お疲れさまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(受付番号2番 申請者入室)

議長

次に、受付番号2番についてを議題といたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地の所在は千代田町〇〇 字〇〇 〇〇番〇〇の田3, 200㎡で、転用の目的及び譲り渡し人、譲り受け人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、工事完了は平成30年7月30日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外は平成29年12月に決定済み。農地区分は「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」の第1種農地に該当しますが、許可基準は用地選定を行った上で「既存の施設の拡張」が該当し、既存の敷地の面積は6, 650㎡ですので、その2分の1を超えないものになります。

位置図などを8ページと9ページに添付しています。

申請は、必要書類が全て添付されていて、行政庁などとの必要な事前協議が行われていて、排水処理や被害防止については、周辺農地の営農への支障が無いよう計画されていて、地区の同意書もあります。

説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号2番について、地区担当委員の11番「福田 肇」委員のご意見をお伺いいたします。

11番 福田肇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

11番の福田です。

第1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに現地の状況や転用の内容などを申請関係者と確認しましたが、申請地は圃場整備された水田でしたが、業者の事業地に接した土地で、道路にも接していて事業地を拡張するには適当かと思われます。

申請では隣接農地などに影響が及ばないように計画されているようですが、そのことが私も一番お願いするところです。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今、地区担当委員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

(2番 筒井委員 挙手)

議長

はい。2番 筒井委員どうぞ。

2番 筒井委員

2番の筒井です。千代田西部地区の私が東部地区のことを言うのは何なのですが、地区農業委員も事前説明で納得されているようでしたが、質問というか確認させていただきます。

この申請は、以前、農振計画変更に係る意見聴取で審議がありましたが、事業者と周辺農地耕作者の間で藁くずが飛んできたとか農道を使うかどうかなどで、まだ当事者間の話し合いが必要だという印象があったので、その点は解決しているんですか。農業委員会より返答した意見書に何かしら条件を付けてあるのかどうかですが、あらためて教えてください。

議長

委員より質問がありましたが、回答をお願いします。事務局よりお願いします。

事務局

お答えします。

筒井委員がおっしゃったことは、みなさんご承知のとおり、29年6月に農振計画変更に係る事前の意見聴取で審議し、その際福田肇委員が申請事業者との状況を説明されて知ったところでしたが、当時、農政水産課担当の説明もあったとおり農振計画変更は妥当な内容でありましたので、農業委員会の意見は農地区分や転用基準の該当を示して、申請事業者と地域の農業者との間で定期的に意見交換、情報共有などを行う機会を増やして、双方で課題の解決に向けた努力をお願いしたい旨を口頭でおつなぎしたところです。

本日は、申請事業者の妻が出席されていますので、そのことをあらためてお願いします。

なお、事業地へのトラック等の進入は、既存の県道からの1箇所として周辺農道の通行等はしない計画と聞き及んでいますし、雨水等の排水は事業地内の排水路を経由して東側の用水路に暗渠管より排水する計画で、西側の農地、これは現在福田肇委員が借り受けて耕作されていますが、そこに影響しないように適切に土羽を設ける計画で被害防止に努めてあるようです。

以上です。

議長

筒井委員、いかがでしょうか。

2番 筒井委員

わかりました。別に福田肇委員より意見が無ければ私からはこれ以上発言はありません。

議長

福田肇委員はいかがでしょうか。

11番 福田委員

別にありません。

議長

では、他に質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

では、異議なしと認め、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。お疲れさまでした。

(受付番号2番 申請者退室)

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(議案第2号 農地法第3条関係)

議長

次に、議案書の2ページをお開きください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番から3ページの受付番号4番までを一括して審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第2号、議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書2ページから3ページに記載している受付番号1番から4番までは、移転する権利は所有権で、申請理由などは記載のとおりです。各申請地の位置図を10ページから13ページに添付しています。

各申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たしていて、農地法第3条第2項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われま

す。

なお、受付番号3番について補足説明します。

譲受人は、権利取得後の経営面積は50アールに達していませんが、議案書12ページの申請地位置図をご欄のとおり、今回の申請農地と隣接する自己所有農地を一体利用しなければ耕作は困難ですので、別紙通知で示しました農地法施行令第2条第3項第3号の規定に照らし合わせた上で、譲受人の取得を認めることは適当だと考えます。

説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

では、異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番から受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(議案第3号 非農地証明関係)

議長

次に、議案書の4ページをお開きください。

議案第3号 非農地証明についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号 非農地証明について説明します。

非農地証明は、「神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準」の規定に基づき、申請された事案の現地調査と事実確認などを行った上で総会にて審議します。

受付番号1番 申請地の所在は、千代田町〇〇 字〇〇 〇〇番〇〇の田91㎡で、非農地の内容や申請人は記載のとおりです。

農振除外は既に決定済みで、農地区分は「公共投資の対象ではない小集団の生産性の低い」第2種農地。位置図と現地状況を14ページと15ページに添付しています。

証明基準については、摘要欄に記載のとおり神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準の規定に適合していて、地区及び土地改良区の同意や地区担当委員の確認も済んでいます。

説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第3号、受付番号1番の申請について、地区担当委員の2番の「筒井」委員に現地確認等について説明をお願いします。

2番 筒井委員

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

2番の筒井です。

第3号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに現地などを確認しましたが、申請地は長年宅地の一部として管理されていて、地域の同意もあり、非農地証明に該当していると思います。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議長

只今、地区担当委員から説明がありました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第3号 非農地証明、受付番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(議案第4号 あっせん委員の指名)

議長

次に、議案書の5ページをお開きください。

議案第4号 あっせん委員の指名についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第4号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第4号 あっせん委員の指名について説明します。

土地所有者より佐賀県農業公社が行う農地売買等特例事業による売り渡し希望の申し出があり、事業要件に適合した農地でしたので申し出を受理し、農地の存在する地域を考慮してあっせん委員の指名を行います。

受付番号1番は千代田町〇〇 田5筆の合計13,699㎡で、申し出理由は「後継者がい

ないため」ということです。

申し出者、売り渡し希望価格などは記載のとおりで、位置図を16ページと17ページに添付しています。

説明は以上です。

議長

只今、事務局の説明が終わりました。

あっせん売り渡しの申し出に係る あっせん委員を指名したいと思います。

受付番号1番の土地の所在は、千代田町〇〇でございますので、2番の「筒井」委員を指名したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしということですので、2番の「筒井」委員、よろしく願いいたします。

2番 筒井委員

(挙手し)はい、わかりました。

(議案第5号 農用地利用集積計画関係)

議長

農政水産課の方、お願いします。

(農政水産課 入室)

議長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

それでは、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についてを議題といたします。

提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の川端と申します。よろしく願いいたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表 利用権設定関係

神埼町 新規11件、再設定53件、計64件

内訳は、田183筆 320, 560㎡、畑2筆 417㎡、計185筆 320, 977㎡

千代田町 新規2件、再設定20件、計22件

内訳は、田43筆 108, 740㎡

脊振町 新規2件、再設定3件、計5件

内訳は、田14筆 18, 488㎡

神崎市 合計91件

内訳は、田240筆 447, 788㎡、畑2筆 417㎡、計242筆 448, 205㎡ となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議長

只今、総括表の説明が終わりました。

次に2ページの農用地利用集積計画、神埼町新規分の受付番号1番から受付番号11番についてを審議いたします。

農政水産課に説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町 新規1番から11番までの申し出について説明します。設定する内容は、田40筆 64, 441㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議長

集計表の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町新規分の受付番号1番から受付番号11番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、3ページから10ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定の受付番号1番から受付番号53番についてを審議いたします。

農政水産課に説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページからの神埼町再設定1番から10ページの53番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田143筆 256, 119㎡、畑2筆 417㎡、計145筆 256, 536㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町再設定の受付番号1番から53番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、11ページの農用地利用集積計画、千代田町新規分の受付番号1番、受付番号2番についてを審議いたします。

農政水産課に説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の11ページの千代田町 新規1番と2番の申し出について説明します。

設定する内容は、田2筆 4, 122㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町新規分の受付番号1番、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、12ページから13ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定分の受付番号1番から受付番号20番についてを審議いたします。

農政水産課に説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の12ページの千代田町再設定1番から13ページの20番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田41筆 104, 618㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町再設定分の受付番号1番から受付番号20番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、14ページの農用地利用集積計画、脊振町新規分の受付番号1番、受付番号2番についてを審議いたします。

農政水産課に説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の14ページの脊振町 新規1番と2番の申し出について説明します。

設定する内容は、田2筆 2, 373㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、脊振町新規分の受付番号1番、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成(賛成多数)であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、15ページの農用地利用集積計画、脊振町再設定分の受付番号1番から受付番号3番について審議いたします。

農政水産課に説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の15ページの脊振町 再設定1番から3番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田12筆 16, 115㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

議長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

質疑はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、脊振町再設定分の受付番号1番から受付番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

以上で、議案第5号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についての審議を終わります。

農政水産課の皆さん、お疲れさまでした。

(農政水産課 退室)

(報告第1号 農地法第18条第6項関係)

議長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題とします。

受付番号1番から受付番号10番までについて、事務局より報告を願います。

事務局 【報告第1号、受付番号1番から10番について報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。

農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっていますので、提出があり受理したものを報告します。

1ページから4ページに記載の受付番号1番から10番につきましては、農業経営基盤強

化促進法による賃貸借契約の合意解約です。

説明は以上です。

議長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてのご質問はありませんでしょうか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりです。

(報告第2号 農地利用配分計画関係)

議長

次に、別冊の報告第2号をご覧ください。

報告第2号、農地利用配分計画の認可についてを議題とします。

総括表及び集計表について、事務局から報告させます。

事務局【報告第2号、農地利用配分計画について説明】

報告第2号 農用地利用配分計画の認可(農用地利用配分計画関係)について

農用地利用集積計画により佐賀県農業公社が借り受けた農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用配分計画の認可の通知があったものについて報告します。

3ページの農用地利用配分計画関係総括表を説明します。

内容は賃借権による利用権の設定で、神埼町1件 田1筆の3,037㎡です。

農地の出し手から県農業公社へ利用権設定を行った農地を農用地利用配分計画により担い手へ貸し付けるもので、詳細を4ページに記載しています。

説明は以上です。

議長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてのご質問はありませんでしょうか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので、報告第2号、農地利用配分計画の認可については、只今、事務局からの報告のとおりです。

(閉会)

議長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第4回神埼市農業委員会総会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

10 時 30 分 閉会